

マンションのこと みんなでなんでも話し合ってみよう

連続座談会ニュース 第 52 回

板橋マンション管理組合ネットワーク

マンション管理士と管理業務主任者 その違い&その有用性

資格試験

マンション管理士と管理業務主任者の両資格試験は平成 13 年度から実施されました。初めてできた資格なので、他の資格のように過去問というものがありませんでした。私は通学で学びましたが、何しろ範囲が広くて（先生方もどこまで教えたらいいいのか迷ったのではという位で）、郵便法なんていうのまで実際に試験に出たのを覚えています。



管理業務主任者は 1 回目の試験で受かりましたが（学校の仲間で落ちたのは一人だけ）、マンション管理士は 1 点足りず、落ちました。

2 回目は、1 回目に比べて試験の内容は格段に難しくなっていました。

易しかった 1 回目に落ちるとは勉強が足りなかったのでしょうか。

マンション管理士 > 宅地建物取引士 > 管理業務主任者の順に難易度が増すようです。

この座談会出席者の H 氏は、マンション管理士試験に合格したとき、その年度の最高齢者だったそうです。（すごいですね！）

ここから雑談となりますが……

いたかん副会長の T 氏、O 氏も含めて、この会は高齢者がお元気ですね。みなさんには、われわれの良いお手本となって、いつまでも元気に活躍してほしいと願っています。

特に、T 氏は 1 月 9 日に開催された交流会の立役者です。



東京都のマンション課長の招へいや、佐々木区議、板橋区住宅政策課長の出席、井上弁護士の講演依頼等すべて T 氏の尽力によるものです。

ご自身は頑張り過ぎたのか、年末から入院されて、交流会には出席されませんでした。メールで頻りに指示をされるほどに回復してきているので一安心です。

また、佐々木区議が最後まで講演を聞いておられたのが印象的でした。

しかも、区議は参加費 500 円を支払っていたのです！